

Topics | トピックス

- ◆ 10月1日から老齢年金生活者支援給付金等の所得基準が改定
- ◆ 「令和5年版厚生労働白書」で年金分野における取組みを報告
- ◆ 世帯の再分配所得は平均504.2万円～厚生労働省「2021年所得再分配調査の結果」～
- ◆ 新型コロナウイルスの影響で社会保障給付費、過去最高を更新
～国立社会保障・人口問題研究所「2021年度社会保障費用統計 集計結果」～
- ◆ 育児休業等の期間が1カ月を超えない場合の賞与保険料の納入告知について
- ◆ 2023年6月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で79.0%

◆10月1日から老齢年金生活者支援給付金等の所得基準が改定

2019年10月から開始された老齢年金生活者支援給付金は、下記要件をすべて満たす人が受給できる。

- ① 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること
- ② 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること
- ③ 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得(給与所得など)の合計額が一定額以下であること

この受給要件のうち、③の所得基準については、2023年9月30日までは「781,200円以下」となっているが、10月1日からは「778,900円」に改定される。

また、老齢年金生活者支援給付金を受けることで、③の基準を満たさない者との間で所得が逆転しないようにするため、③の所得基準を満たさない者でも、所得が一定額の場合には補足的な老齢年金生活者支援給付金を受けることができる。この一定額は、9月30日までは「781,200円超881,200円以下」となっているが、10月1日からは、「778,900円超878,900円以下」に改定される。

◆「令和5年版厚生労働白書」で年金分野における取組みを報告

厚生労働省は、8月1日に「令和5年版厚生労働白書」(令和4年度厚生労働行政年次報告)を公表した。本白書は、「つながり・支え合いのある地域共生社会」をテーマとした第1部と、「現下の政策課題への対応」をまとめた第2部の2部構成になっている。そのなかから、第2部の年金分野に係る報告「若者も高齢者も安心できる年金制度の確立」について紹介する。

【年金制度の現状】

2021年度末時点の適用状況に関しては、全被保険者数が6,729万人で、全人口の約半分にあたる。うち、国民年金第1号被保険者が1,431万人、第2号被保険者等が4,535万人、第3号被保険者が763万人となっている。第2号被保険者等は全体の約67%を占め、対前年比22万人増となっている。一方で第1号被保険者は18万人減、第3号被保険者は30万人減となっており、要因として、被用者保険の適用拡大や加入促進策の実施、高齢者等の就労促進などが考えられる。給付状況に関しては、全人口の約3割にあたる4,023万人が受給権を有している。

2023年度の保険料水準は、厚生年金保険料率が18.3%、国民年金保険料が16,520円となっている。同年度の給付水準は、厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む「モデル年金額」(平均標準報酬43.9万円で40年間加入))が月額224,482円、国民年金(1人分の老齢基礎年金(満額))が月額66,250円(新規裁定者の場合)となっている。

【持続可能で安心できる年金制度の運営】

●持続可能で安定的な公的年金制度の確立

2019年財政検証では6ケースの経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政になるのかを検証した。また、一定の制度改正を仮定したオプション試算を行うことで、持続可能性や年金水準の確保のためにどのような対応があり得るのかなどを検証した。この結果、経済成長と労働参加が進むケースでは、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準が確保できることが確認された。

また、オプション試算の結果、被用者保険の更なる適用拡大、就労期間・加入期間の延長、受給開始時期の選択肢の拡大といった制度改正を行うことが、給付水準を確保する上で効果的であることが確認された。

最近の制度改正をみると、「2020年改正法」(令和2年法律第40号)の成立により、被用者保険の適用拡大が実施(2022年10月、2024年10月)され、また、働き方の多様化や高齢期の長期化・就労拡大を反映して、在職定時改定制度の導入(2022年4月)、在職老齢年金制度の見直し(2022年4月)、受給開始時期の選択肢の拡大(2022年4月)等が行われた。

今後の課題として、被用者保険の適用拡大については、2020年改正法で定めた適用拡大を着実に進める必要がある。このため、被用者保険の適用拡大に向けた制度の周知や企業への専門家派遣、中小企業事業主への助成等の施策を通じて円滑な施行に向けた環境整備を引き続き行う。また、企業規模要件の撤廃や個人事業所の非適用業種の解消など、更なる適用拡大に向けて検討が求められる。

また、2019年財政検証で示された、基礎年金のマクロ経済スライドの調整期間の長期化に伴う基礎年金部分の対厚生年金比率の減少の是正について、次期制度改正に向けた検討が求められる。

年金積立金の運用状況

GPIFの2021年度の運用状況は、外国株式の価格上昇や円安の影響等により、収益率+5.42%(年率)、収益額+10兆925億円(年間)、運用資産額196兆5,926億円(2021年度末時点)となり、自主運用を開始した2001年度から2021年度までの累積では、収益率+3.69%(年率)、収益額+105兆4,288億円となっている。また、年金積立金全体の実質的な運用利回りは、2001年度以降の21年間で平均3.86%となり、運用目標(実質的な運用利回り+1.7%)を上回っている。

●企業年金・個人年金制度の最近の動向について

2020年改正法に、確定拠出年金(DC)の加入可能年齢の引上げや受給開始時期の選択肢の拡大、DCにおける中小企業向け制度の対象範囲の拡大、企業型DC加入者の個人型DC(iDeCo)加入の要件緩和等が盛り込まれた。また、「令和3年度税制改正の大綱」には、DCの拠出限度額について、DB等の他制度の掛金額の実態を反映し、公平できめ細かな算定方法に見直すことが示され、下記2点の2024年12月1日施行が決定した。

- ① DB制度の加入者の企業型DCの拠出限度額(現行：月額2.75万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額を控除した額とする。
- ② DB制度の加入者の個人型DCの拠出限度額(現行：月額1.2万円)を、月額5.5万円からDBごとの掛金相当額及び企業型DCの掛金額を控除した額(月額2万円を上限)とする。

さらに、「資産所得倍増プラン」(2022年11月28日新しい資本主義実現会議決定)においては下記3点が示された。

- ① 高齢者の就業確保措置の企業の努力義務が70歳まで伸びていること等を踏まえ、iDeCoの加入可能年齢を70歳に引き上げること。
- ② iDeCoの拠出限度額の引上げ等について、2024年の公的年金の財政検証に併せて結論を得ること。
- ③ iDeCo各種手続きの簡素化等を行うこと。

これらを含めた企業年金・個人年金制度全般の改革に向けて、社会保障審議会において、具体的な検討が進められる。

●社会保障協定の締結

現在、22カ国との間で協定が発効しており、トルコ、オーストリア、ベトナム、タイ及びポーランドとの間で協定に関する交渉または協議を行っている

【公的年金の正確な業務運営】

●日本年金機構の取組み

日本年金機構は、年金の適用、保険料の徴収、年金の給付、年金記録の管理、年金相談という一連の業務を正確かつ確実に遂行し、提供するサービスの質の向上を図るために下記のような取組みを行っている。

- ① 国民年金の保険料納付率向上と厚生年金の適用促進
- ② 年金給付の改善や年金相談業務の実施
- ③ デジタル化への対応等
- ④ ねんきんネットとねんきん定期便の利用促進

【年金広報の取組について】

●社会保険適用拡大に関する広報について

2020年改正法における社会保険の適用拡大の施行に際しては、社会保険加入のメリットや増える将来の年金額などを従業員個人に丁寧に説明することが重要となる。厚生労働省では2021年2月に社会保険適用拡大特設ホームページを開設し、そのなかで事業主向け・従業員向けのチラシ・ガイドブック・解説動画などを通じた情報発信を行っている。

●個々人の年金の「見える化」について

①2020年改正法をわかりやすく周知すること、②働き方・暮らし方の変化に伴う年金額の変化を「見える化」することを目的として、公的年金シミュレーターを開発し、2022年4月に公開した。公開から約1年で約200万回利用された。

●年金エッセイの募集、年金広報コンテスト

●年金教育教材の開発や学生との年金対話集会等の開催

●「年金の日」(11月30日)における公的年金制度の普及・啓発活動

◆世帯の再分配所得は504.2万円～厚生労働省「2021年所得再分配調査の結果」～

厚生労働省は8月22日、「2021年所得再分配調査の結果」を公表した。これは、2020年1月1日～12月31日までの所得、税(所得税、住民税、固定資産税(事業上のものを除く)、自動車税・軽自動車税(事業上のものを除く))、社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険)^{※1}、社会保障給付(厚生年金保険、船員保険、福祉年金を含む国民年金、恩給、各種共済組合、児童手当等、雇用保険、生活保護等)の状況を調査したもの。

世帯単位でみると、当初所得^{※2}の平均額(年額)は、423.4万円で前回調査と比較して1.4%の減少となった。一方で、当初所得より税金(52.4万円)と社会保険料(56.7万円)を差し引き、社会保障給付(189.8万円)を加えた再分配所得の平均額は504.2万円で、前回調査比0.9%増となった。社会保障や税による所得再分配により、前回調査の100万円未満と1,000万円以上の所得階級の世帯割合が減少し、100万円以上800万円未満の世帯割合が増加した。このため、所得再分配後の世帯分布は当初所得の分布より中央に集中した(図1)。

また、当初所得に対する比率でみると、社会保障給付は44.8%、社会保険料は13.4%であり、差し引き31.4%が1世帯当たり社会保障によりプラスとなった。所得再分配の状況を当初所得階級別にみると、概ね当初所得が低い階級ほど再分配係数^{※3}が大きくなっている(表1)。

高齢者世帯^{※4}（平均世帯人員数1.54人）では、平均当初所得124.7万円、再分配所得364.1万円、再分配係数192.0%となった。拠出は45.6万円、受給合計額（年金・恩給、医療等）は285.0万円。

世帯主の年齢階級別に所得再分配状況をみると、平均当初所得が最も高いのは45～49歳の765.8万円、次いで55～59歳の762.3万円、50～54歳の745.9万円となった。再分配所得が最も高いのは55～59歳の639.4万円、次いで45～49歳の623.0万円、40～44歳の619.4万円となった。再分配係数は、65歳未満でマイナス、65歳以上でプラスとなっており、特に75歳以上では187.6%のプラスとなった。

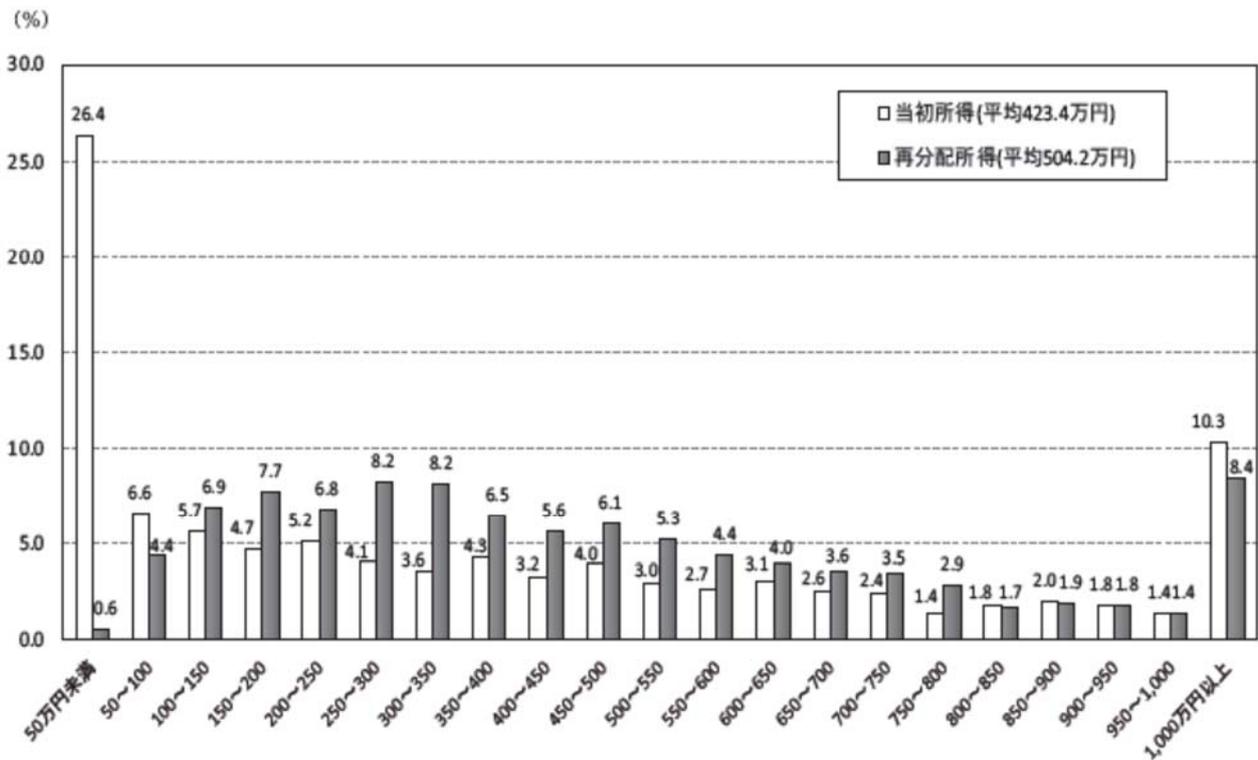
※1 事業主負担を除く。

※2 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付（仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額）の合計額をいう。

※3 再分配係数は、当初所得に対する再分配所得の増加割合をいい、 $\left[\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100 \right]$ （%）で計算される。

※4 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、またはこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

<図1> 所得再分配による所得階級別の世帯分布の変化



<表1> 当初所得階級別所得再分配状況

当初所得階級	当初所得 (A) (万円)	再分配所得 (B) (万円)	再分配係数 (B-A) / A (%)	拠出 (万円)		受給 (万円)
				税金	社会保険料	
総数	423.4	504.2	19.1	52.4	56.7	189.8
50万円未満	11.8	257.8	2,081.6	9.3	12.6	267.9
50～100	72.7	273.2	275.8	12.0	15.7	228.2
100～150	121.6	330.1	171.6	14.8	19.0	242.3
150～200	173.5	343.2	97.9	17.7	25.9	213.3
200～250	222.5	392.3	76.4	22.3	34.1	226.3
250～300	273.3	380.9	39.4	20.6	37.6	165.8
300～350	322.1	397.7	23.5	29.2	45.4	150.2
350～400	372.1	471.3	26.6	29.3	49.7	178.2
400～450	419.9	501.7	19.5	40.6	58.1	180.5
450～500	475.6	502.2	5.6	38.1	64.9	129.6
500～550	522.4	591.9	13.3	44.9	72.9	187.2
550～600	572.3	574.7	0.4	46.6	75.3	124.2
600～650	621.6	621.3	0.0	55.8	82.3	137.9
650～700	675.5	636.7	-5.8	63.8	94.8	119.8
700～750	721.7	667.5	-7.5	60.8	95.9	102.5
750～800	776.1	755.2	-2.7	68.5	106.4	154.0
800～850	821.2	701.0	-14.6	86.6	116.5	82.8
850～900	874.4	740.7	-15.3	88.2	119.0	73.4
900～950	923.7	798.9	-13.5	87.4	120.6	83.2
950～1,000	973.2	898.6	-7.7	90.3	133.5	149.3
1,000万円以上	1,553.4	1,239.5	-20.2	251.0	165.7	102.9

◆新型コロナウイルスの影響で社会保障給付費、過去最高を更新 ～国立社会保障・人口問題研究所「2021年度 社会保障費用統計 集計結果」～

国立社会保障・人口問題研究所は8月4日、「2021年度社会保障費用統計 集計結果」を公表した。社会保障費用統計は、年金、医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護などの社会保障制度に関して、その年度内の収支を国際基準が定める基準に則って集計したもので、OECD（経済協力開発機構）基準による「社会支出」、ILO（国際労働機関）基準による「社会保障給付費」と「社会保障財源」、EU（欧州連合）基準による「社会保障財源」として取りまとめられている。

【OECD基準の社会支出】

2021年度のOECD基準の社会支出の総額は、1980年度の集計開始以降最高額となる142兆9,802億円で、前年度と比較して6兆6,298億円、4.9%の増加となった。対GDP比は25.97%で、対前年度比は0.61ポイント増となった。人口1人当たりの社会支出は113万9,300円で、前年度と比較して5万8,400円、5.4%の増加となった。

社会支出を政策分野^{※1}別にみると、「保健」の60兆5,208億円が最も大きく、総額に対して42.3%を占める。次いで「高齢」の48兆7,809億円（34.1%）、「家族」の13兆5,363億円（9.5%）となっている。「家族」は前年度と比較して最も増加率が高く（25.9%増）、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の増加が要因となっている。「保健」の前年度増加率は8.3%で、新型コロナウイルスワクチン接種関連費用、医療保険給付の増加が影響している。

【ILO基準の社会保障給付費】

2021年度のILO基準の社会保障給付費は、1950年度の集計開始以降の最高額となる総額138兆7,433億円で、前年度と比較して6兆5,283億円、4.9%の増加となった。人口1人当たりの社会保障給付費は110万5,500円で、前年度と比較して5万7,400円、5.5%の増加となった。

「医療」、「年金」、「福祉その他」に分類して部門^{※2}別にみると、「年金」の55兆8,151億円が最も大きく、総額に対して40.2%を占める。次いで「医療」の47兆4,205億円(34.2%)、「福祉その他」の35兆5,076億円(25.6%)となっている。「医療」は前年度と比較しても最も増加率が高く(11.0%増)、新型コロナウイルスワクチン接種関連費用、医療保険給付の増加が影響している。「年金」は0.3%増、「福祉その他」は4.9%増となっている。

【ILO基準の社会保障財源】

2021年度のILO基準の社会保障財源の総額は163兆4,389億円で、前年度と比較して21兆2,876億円、11.5%の減少となった。

項目別にみると「社会保険料」の75兆5,227億円が最も大きく、収入総額の46.2%を占める。次いで「公費負担」の66兆1,080億円(40.4%)となっている。前年度と比べて増減額が大きかったのは「資産収入」の67.1%減、「国庫負担」の16.9%増となっている。「資産収入」の減少は、前年度の増加額が例年を超える規模であったことの影響、国庫負担の増加は、新型コロナウイルス関連支出等の影響による。

※1 政策分野は、「高齢」(老齢年金等)、「遺族」(遺族年金等)、「障害、業務災害、傷病」(障害年金、障害者自立支援給付、労災保険等)、「保健」(医療保険、公費負担医療、介護保険等)、「家族」(児童手当、児童扶養手当、施設等給付、育児・介護休業給付等)、「積極的労働市場政策」(教育訓練給付、雇用調整助成金等)、「失業」(求職者給付、求職者支援制度等)、「住宅」(住宅扶助等)、「他の政策分野」(生活扶助、生業扶助、災害救助費等)に分類される。

※2 部門は「医療」(医療保険、公費負担医療、公衆衛生(予防接種、健診等))、「年金」(年金保険、業務災害のうち年金給付)、「福祉その他」(介護保険、障害者自立支援給付のうち介護給付・訓練等給付、児童手当、子ども・子育て支援新制度、生活保護(医療扶助以外))、「介護対策(再掲)」(介護保険、生活保護の介護扶助、雇用保険等の介護休業給付)に分類される。

◆ 育児休業等の期間が1カ月を超えない場合の賞与保険料の納入告知について

日本年金機構は8月15日、育児休業等の期間が1カ月を超えない場合の賞与保険料の納入告知について、ホームページに解説を掲載し、被用者保険業務担当者の理解を求めた。

【育児休業等の期間が1カ月を超えない場合の賞与保険料】

育児休業等の期間が1カ月を超えない場合の賞与保険料は免除にならない。そのうち、育児休業等終了日の翌日が育児休業等開始日の属する月の翌月となる場合については、日本年金機構で保険料計算に時間を要するため、翌月の保険料とあわせて告知（保険料計算）される（図2）。

保険料免除の要件（2022年10月～）

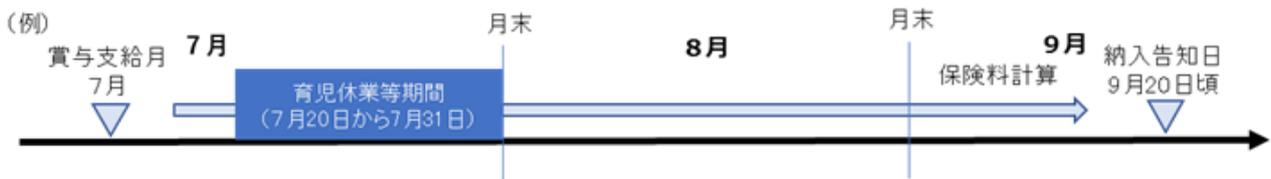
● 毎月の報酬について

育児休業等の開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月までの保険料が免除となる。2022年10月1日以降に開始した育児休業等については、育児休業等開始日が含まれる月に14日以上育児休業等を取得した場合にも免除となる。

● 賞与保険料について

賞与月の末日を含んだ連続した1カ月を超える育児休業等を取得した場合に限り、免除の対象となる。

<図2> 育児休業等の期間が1カ月を超えない場合の賞与保険料の納入告知



◆ 2023年6月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で79.0%

厚生労働省は8月25日、2023年6月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2020年6月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.4ポイント増の79.0%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は798万月で、納付月数は630万月。

【2021年6月分の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.5ポイント増の81.7%であった。納付対象月数は768万月で、納付月数は627万月。

【2022年6月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は80.0%であった。納付対象月数は770万月で、納付月数は616万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は89.6%となった。